

広島県小学校教育研究会音楽部会会則

(名 称)

第1条 本会は、広島県小学校教育研究会 音楽部会 と称する。

(目 的)

第2条 本会は、広島県教育委員会の指導のもとに、学習指導要領等の法令に則って自主的・創造的な教育活動を行い、本県小学校教育関係者の資質向上と学校教育の振興を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するための事業を行う。

(1) 研究会、講習会等の開催

(2) 研究調査の実施

(3) 研究成果についての刊行物の出版

(4) その他本会の目的達成に必要な事業及び関係機関との連絡調整

(会 員)

第4条 本会は、本会の趣旨に賛同する県内小学校の教職員で構成する。

(入 会)

第5条 会員になろうとする者は、別に定めるところにより部会長に申し出る。

(役 員)

第6条 本会に次の役員をおく。

(1) 部 会 長 1人

(2) 副 部 会 長 5人

(3) 理 事 33名

(4) 監 事 2人

2 役員は、役員会で選出する。

3 役員は、校長の職にある者でなければならない。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は次のとおりとする。

(1) 部会長は、本会を代表し、会務を統括する。

(2) 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたとき、その仕事を代理し又は代行する。

(3) 理事は、本会の会務を分担処理する。

(4) 監事は、会計を監査する。

(任 期)

第8条 役員の仕事は1年とする。ただし、欠員又は増員により選任された役員の仕事は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員会)

第9条 部会長は、本会の運営等について協議が必要な場合は、役員会を召集する。

- 2 役員会は、第7条に定める役員で構成する。

(会計)

第10条 本会の運営会費は、会費、その他の収入をもって充てる。

- 2 会費の額は、役員会において別に定める。
- 3 本会の事業(会計)年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(事務局)

第11条 役員会において別に定める学校に事務局をおく。

(除名)

第12条 会員が、教育研究会及び音楽部会の目的に反する行為を行った場合は、役員会の4分の3以上の賛成により除名することができる。

(会則改正)

第13条 この会則の改正は、役員の4分の3以上の同意及び広島県教育委員会の承認を得なければならない。

(その他)

第14条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、会長が定める。

附 則 この会則は、平成12年5月1日から施行する。